

第4 危險物行政

第4 危険物行政

消防法では、石油類のように引火性の高いものや、ニトロ化合物のように自己分解して爆発しやすいものなど、火災を引き起こす危険性が高い物質や、火災が起こった際に消火が難しい物質を危険物と定めている。

1 危険物施設等

危険物を一定数量以上貯蔵し、又は取り扱う場合は、許可を受けた危険物施設で行わなければならないとしている。

県内の危険物施設の許認可事務等は、市町の消防本部で行っている。令和3年3月31日現在で、県内に12,238施設が所在している。

2 危険物に係る事故件数

県内の危険物に係る事故は、ここ数年は概ね30件程度と横ばいで推移していたが、平成30年、令和元年は44件、45件と増加し、令和2年は32件となった。

危険物による事故の原因は、取扱上の不注意や管理不十分、必要な操作を行わなかったなどの人的要因によるものが多いことから、危険物の事故防止には、事業所におけるソフト面の保安対策強化が求められる。